

# 教育旅行等に係る農林漁家での民泊の実施方針

令和3年4月1日改正

秋田県農林水産部農山村振興課

# 教育旅行等に係る農林漁家での民泊の実施方針

## 第1 目的

学習指導要領では子供たちの「生きる力」を育み、社会の変化を見据え新たな学びへと進化を目指すことを目標としており、多彩な体験活動の機会として、農林漁業を体験し、そこに生活する農林漁業者と生活を共にするといった体験学習型の教育旅行が増えている。同時にこれは農林漁業に対する理解の醸成や職業感の形成といった観点からも効果が期待できる取組である。

中でも、ありのままの農林漁家への民泊を生活体験の一部として取り入れたいという学校が増加しており、農山漁村においてもそれら教育へ貢献するとともに、地域活性化の方策であるグリーン・ツーリズム活動の一環として受け入れる地域が増加している。

このような教育旅行等における民泊のニーズを踏まえ、今後はグリーン・ツーリズムの推進に加えて、農山漁村生活体験の果たす子どもへの教育効果の観点から、農山漁村側においては受入地区の体制のさらなる整備が必要である。

よって、本実施方針は、教育旅行等において、宿泊料を受けることが出来ない旅館業の営業許可のない農林漁家及び住宅宿泊事業法の届出をしていない農林漁家が、体験指導に係る対価等を受けて実施する農林漁家民泊についてその取扱いを明確にし、円滑に進めるために定めるものである。

## 第2 受入対象

本実施方針は、学校教育法第1条に定める学校及び海外の教育機関（以下「学校」という。）を対象とし、学校以外の個人や団体等を地域協議会で受け入れる場合はこの実施方針を適用しない。

## 第3 定義

この実施方針において使用する用語は以下のように定義する。

○体験学習：「第2 受入対象」による学校の児童及び生徒が行う農林漁業に係る体験及び農山漁村での生活体験等で、学校長が教育上必要と認めるものをいう。

○農林漁家民泊：体験学習を伴う教育旅行等において、児童、生徒及びその引率者（以下「生徒等」という。）が農林漁家に宿泊することをいう。

その形態は営利を目的とせず、宿泊料を受けないで人を宿泊させることをいい、「第5市町村等が設置する地域協議会」でいう組織が受入れした生徒等を対象としたもので、かつ、当該組織からの協力依頼によるもののみとし、農林漁家が自ら実施するものはこれに含まない。

○市町村等：①市町村、②市町村が主たる構成員となっている団体、③市町村が主たる構成員もしくは出資者となっているか又は基本財産の過半を拠出して地域振興又は農林漁業振興を目的としている法人、④市町村が関与して定めた地域振興又は農林漁業振興に関する方針・計画等に沿って農林漁業体験や農山漁村での生活体験を提供する団体をいう。

○地域協議会：市町村等が設置する体験学習に伴う農林漁家民泊を円滑に実施するための組織をいう。

#### 第4 「教育旅行等に係る農林漁家での民泊の実施方針」を適用するための条件

本実施方針は、下記の条件を満たした場合に限り、旅館業法・食品衛生法等の適用を受けないものとして限定的に認められたものである。

- (1) 「第3 定義」に定める体験学習及び農林漁家民泊であること。
- (2) 市町村等が受入のための地域協議会等を設置していること。
- (3) 農林漁家民泊を実施する農林漁家は事前に地域協議会等に参加すること。
- (4) 宿泊に係る費用を受け取らないこと。
- (5) 教育旅行等における民泊を受け入れようとする農林漁家は地域協議会等が行う安全と衛生の確保のための研修会を年1回以上受講していること。
- (6) 生徒等の食事は、生徒等が自ら調理するもの、又は農林漁家と共同で調理し一緒に食べるものとし、食事の提供はしないこと。

#### 第5 市町村等が設置する地域協議会

- (1) 地域協議会の機能は次のとおりとする。
  - イ 生徒等受入に伴う契約業務。
  - ロ 体験学習に伴う農林漁家民泊受入の日程等の調整。
  - ハ 地域協議会への受入農林漁家の加入登録（参考資料1）と指導。
  - ニ 体験指導の対価の額の設定、学校からの受取り、および農林漁家への支払い。
  - ホ 安全と衛生の確保のため、登録農林漁家に対する年1回以上の研修（別表1）の実施。
  - ヘ 農林漁家民泊の実施内容の実績についての整理保管（参考資料2）。
  - ト その他体験学習に伴う農林漁家民泊の実施に係る業務。
- (2) 地域協議会の構成は、市町村等に委ねるものとする。
- (3) 地域協議会は、実施しようとする体験学習内容等について事前に学校長と協議を行い、すべての受入農林漁家において生徒等の安全が確実に確保できる場合のみ受入れするものとする。
- (4) 地域協議会は、生徒等の受入れに当たり、あらかじめ学校長と協議し、体験及び宿泊時等に係る安全対策等に関する事項について明確にしておくとともに、傷害保険等へ加入するなど事故発生時の対応等に万全を期すること。

別表1

	講習内容	講習時間
1	施設に関する事項 1) 滞在に供する室・浴室・洗面所・便所等の施設整備と管理など 2) 火災・震災等発生時への備えと発生時の対応	90分程度
2	食品衛生に関する事項 1) 食中毒の知識とその予防知識 2) 施設・器具・使用水の衛生管理について 3) 食品の衛生的取扱について	
3	安全に関する事項 1) 病気・怪我などの発生時の対応について	
4	本実施方針の適切な運用について	

#### 第6 衛生の確保

農林漁家は、受入れの実施に当たり、手洗い設備の設置や検便の実施、井戸水の際の水質調査の実施、

生徒等の食事を生徒等が自ら調理又は農林漁家と共同で調理する際はチェックリストを用いて確認するなど、衛生の確保に努めるものとする（参考資料3）。

#### 第7 宿泊の安全確保

宿泊に供することのできる部屋は、1階部分で直接外部に避難出来る窓が設置されている部屋等、安全が十分に確保できる部屋に限るものとする。また、農林漁家は生徒等に対して避難口等の案内を事前に行うものとする。

#### 第8 指導の対価等の受取り

- (1) 指導の対価は、「第5 市町村等が設置する地域協議会」が指導内容及び指導時間を考慮し定め、その金額は体験指導に係るもののみとし、その基準は別表2に掲げるところによる。
- (2) 前記(1)に定める指導の対価の他、「第4の(6)」に定める調理に用いる食材料等を提供した場合は、その実費を受け取ることができる。
- (3) 前記(1)・(2)の対価等の徴収は地域協議会が行い、学校と個別の農林漁家との直接的な金銭授受は行わない。

別表2

区 分	内 容	備 考
指導の対価に含むことができるもの	消耗品費 体験指導に係る人件費 収穫農産物価格 体験指導に要する諸経費	体験のための材料費 体験指導のために要する労賃 (体験指導に係るものに限る) 収穫体験の場合 備品は除く
受領できないもの	宿泊のための経費 生徒等の送迎のために要する経費 その他謝礼的な経費	

#### 附 則

この取扱方針は平成20年4月1日から施行する。

この取扱方針は令和3年4月1日から施行する（一部改正）。





(参考資料3)

衛生管理のチェックリスト

実施年月日：令和〇〇年〇月〇日

農林漁家氏名：〇〇〇〇

項目		チェック欄 (○×)	特記事項
<b>調理前に行うこと</b>			
1	調理施設は清掃や整理整頓を行いましたか？		
2	トイレは清掃、消毒を行いましたか？		
3	調理担当者は、下痢・嘔吐の症状があるなど体調不良ではありませんか？また、手指の傷などはありませんか？		
4	エプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業着を身につけましたか？		
5	手洗い、消毒を行いましたか？また、子どもが調理に参加する場合は、手洗い、消毒を徹底させましたか？		
6	原材料は、仕入れ時に鮮度、賞味期限等を確認し、1回で使い切れる量を仕入れましたか？		
7	献立や食材の仕入れ先・仕入れ時間の記録（レシートなど）は保管しましたか？		
8	仕入れた食品は冷蔵庫や冷凍庫で保管していますか（冷えていないなどの温度の異常はありませんか）？また、生肉や鮮魚介類などの食品は他の食品を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましたか？		
<b>調理中に行うこと</b>			
9	魚介類、野菜・果物は流水で良く洗いましたか？		
10	別の原材料を調理する場合などは、手洗い、消毒を行いましたか？また、手洗いの際、調理器具についても、洗浄剤で洗浄してから使いましたか？		
11	食品（特に肉類）は、中心部までよく加熱（中心温度75℃で1分間以上）しましたか？		
12	生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は専用のものを使いましたか？専用のものがない場合は、よく洗浄剤で洗浄してから、使いましたか？		
<b>調理が終わった後に確認すること</b>			
13	調理後は、時間を置かずに食べましたか？		